

令和8年八千代市農業委員会

第5回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和8年八千代市農業委員会第5回総会議事日程

開催日時	令和8年5月8日（金）午後1時30分～午後3時00分
開催場所	八千代市役所 旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第3号，報告第1号～第4号）
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第3条の件（市許可分）
議案第2号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第3号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 合意解約の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員（14人）

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巖
7 鈴木 正範	8 吉橋 清一	9 今井 茂
10 周郷 崇	11 黒澤 京子	12 花島 淳
13 黒崎 玲子	14 稲垣 哲也	

## ◆出席農地利用最適化推進委員（9人）

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	6 古池 正二	8 安原 利幸
9 三栗谷 友理	10 齋藤 孝一	13 小林 正樹

(欠席委員：5 塩谷正人 7 太田雅章 11 市川善美  
12 長岡みづ枝)

◆事務局 (5人)

局長 瀬能尾 幸 広 次長 小林 直 樹 主査 岩 井 孝 則  
主査補 松 原 圭 佑 主任主事 木 村 直 人

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人 (定員3人)

## ◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	<p>皆様，こんにちは。</p> <p>ただ今出席されております，農業委員は14人中14人です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和8年八千代市農業委員会第5回総会は成立いたしました。</p> <p>推進委員は13人中9人が出席しております。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め，指名します。</p> <p>4番 加茂委員，5番 間野委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2，議案第1号から議案第3号及び報告第1号から第4号をもって，本日の議題とします。この際，お手元に配布してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第3条の件，申請番号1番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1号1番）</p>
局長	<p>本件は，4月24日，地区担当の立石猛委員，仲村推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。場所は，案内図1ページ及び2ページをご覧ください。1ページは，新八千代病院の北西約230メートル，2ページは，逆水橋の南東約460mに，それぞれ位置しております。申請内容は，土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地の田</p>

	<p>が1筆ありますが、地理的条件が悪く、耕作が困難な土地であるため、現状は保全管理がされております。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。常時従事要件は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 1番 仲村推進委員どうぞ。</p>
仲村委員	<p>1番 仲村です。 去る4月24日に現地調査を行いました。現地は農地であり、適切に管理されておりました。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、審議・採決を行います。事務局より概要</p>

	<p>の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1号2番）</p>
局長	<p>本件は、4月24日、地区担当の周郷委員、齋藤推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。場所は、案内図3ページをご覧ください。桑橋の南約590mに位置しています。申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でするので問題ありません。常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 周郷委員どうぞ。</p>
周郷委員	<p>10番 周郷です。</p> <p>去る4月24日に現地調査を行いました。現地は農地であり、適切に管理されておりました。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号の2番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>これより，議案第1号の3番について，本件につきましては，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p>
	<p><b>【1号3番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1号3番）</p>
局長	<p>本件は，4月24日，地区担当の立石巖委員，古池推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。場所は，案内図4ページをご覧ください。八千代橋の西約460mに位置しています。申請内容は，土地の売買取得です。譲受人の申請理由は，農業経営の新規参入を図りたいとするものです。農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，農地の取得後，遊休化せずに耕作するとしています。機械の保有につきましては，トラクター，管理機，草刈機，軽トラックを所有しており，農地取得後は落花生やイモ類を作付けする予定です。常時従事要件は，年間の従事日数を300日としていることから，150日要件を満たしています。地域との調和要件は，集落の会合に積極的に参加するほか，適切な農薬使用を心がけるとしていますので，周辺農地の利用に影響を与える要因はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 古池推進委員どうぞ。</p>
古池推進委員	<p>6番 古池です。</p>

	<p>去る 4 月 24 日に現地調査を行いました。現地は農地であり、適切に管理されておりました。譲受人の取得要件についても、地域との調和を重視するとのことであり、先ほどの事務局の説明のとおり、農業を開始するにあたり特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明を願います。また、委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配布していますのでご参照ください。</p>
申請人	<p>作付時期 1 月から 12 月頃、1 年を通してということですか。</p> <p>作目は落花生・サツマイモ等、延べ日数は 300 日、生産経費としまして、種苗費 5 万円、農薬費 2 万円、肥料代 8 万円、資材費 2 万円、燃料代 5 万円、修繕費 5 万円、販売経費 3 万円の計 30 万円になります。生産収益は落花生（おおまさり）10 万円、サツマイモ 20 万円、ジャガイモ 7 万 5 千円、里芋 7 万 5 千円、長芋 2 万円、黒豆 3 万円、その他野菜 10 万円の計 60 万円を見込んでいます。</p> <p>生産物の処理方法は知り合いの株式会社金親落花生、株式会社ファルファアラと他直売所で記載の「しょいかーご」はまだやっておりません。5 の農機具、作業場、倉庫等の確保方法については、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、普通トラック等所有しております。通作距離は自宅の四街道から 18 km、勤務先から 500 m。通作時間は勤務先から約 5 分。通作方法は、勤務先から軽トラックでの移動となります。営農計画は以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>2 番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>2 番 佐藤です。</p> <p>2 点ほど質問させていただきます。</p> <p>営農計画を見ますと、生産収益をそこまで多く見積もっていらっしゃるようですが、生活の方に支障はでないのでしょうか。</p>
申請人	<p>現在兼業でやっております、今後もっと増やしていく予定です。</p>
佐藤委員	<p>わかりました。兼業ということで本業があつて、農業もやられるという</p>

	<p>ことですね。もう一点ですが、農業に関係した研修等をどこかの機関で学ばれた経験はありますか。</p>
申請人	<p>経験はないです。親戚が半数くらい農家をやっております、親戚から教わっております。</p>
佐藤委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。 出荷先等書かれている株式会社金親落花生はどういったところですか。</p>
申請人	<p>まず私が農家を始める前からの知り合いで、たまたま落花生のおおまさりを作ったら、当社に売ってくれとの話があったので、それから1年くらいの付き合いになります。</p>
花島委員	<p>株式会社金親落花生に今まで納めたことはありますか。</p>
申請人	<p>はい。千葉半立とおおまさを納めています。</p>
花島委員	<p>おおまさりも千葉半立も千葉のブランドで、高く取引できる品種ですが、生産収益価格について安くありませんか。</p>
申請人	<p>まだ相場がわからず、その時は言われるがままに売っていました。</p>
花島委員	<p>私もけっこう落花生を作ったことがあるんですけども、肥料代等の経費がかかるばかりで採算が合わないのですが、落花生をメインにやられていくのですか。</p>
申請人	<p>そういうわけではないです。たまたま勧められた千葉半立とおおまさりを作っただけで、農家を始めてようやく5年になるのですが、ようやくまともなものが作れるようになってきました。必要に応じて作目も検討していきたいと思います。</p>

花島委員	わかりました。
議長	他に質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	6番 立石です。 おおまさり以外の作物の算定について、基礎数値とかいくぐらいで納入した経験から、この生産収益を見込んでいるのでしょうか。
申請人	相場等全然わからないのですが、ここに書いてある株式会社金親落花生や株式会社ファルファアラで野菜も販売してまして、それでだいたいの値段を聞いて記載しました。ジャガイモは株式会社ファルファアラに買ってもらいました。
立石巖委員	わかりました。あと延べ日数が300日と記載されていますが、ほとんどのこの農地に来られるのでしょうか。あるいは他の農地に行くのも含めて300日になるのでしょうか。
申請人	道の駅やちよ近隣で会社を経営してまして、週一日休みで基本毎日行きます。とりあえず毎朝畑を見に行っています。
立石巖委員	わかりました。最後の質問ですが、会社が近くにあるということですが、その会社と農業の両立や割合はどうなりますか。
申請人	4～6月ですと半々です。夏や冬場はもう一つの経営する会社に8割ぐらいになります。
立石巖委員	もう一つ質問よろしいですか。機械は全て自己所有ということですが、とりあえず中古で作業されているのでしょうか。
申請人	そのとおりです。
立石巖委員	わかりました。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。</p> <p><b>【1号3番 申請人退室】</b></p>
議長	<p>これより、議案第1号の3番について、討論・採決を行います。討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。 議案第1号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号の3番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番から6番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1号4番から6番）</p>
局長	<p>本件は、4月24日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図5ページをご覧ください。城橋の南約240mに位置しています。申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地の田が2筆ありますが、地理的条件が悪く、耕作が困難な土地であり、現状は保全管理がされております。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。</p> <p>去る4月24日に現地調査を行いました。現地は農地であり、適切に管理されておりました。本件について、譲渡人のひとりから農業委員会へあっせんの依頼があり、担い手へのあっせんが成立したものです。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の4番から6番について、一括して討論・採決を行います。討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の4番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の4番から6番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号7番について、審議・採決を行います。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1号7番）</p>
局長	<p>本件は、4月24日、地区担当の小林推進委員と4月の現地調査班で調</p>

	<p>査を行いました。</p> <p>場所は、案内図6ページをご覧ください。新八千代病院の北約210mに位置しています。申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。機械の保有、技術についても、令和2年度に就農した意欲的な農家ですので問題ありません。常時従事要件は、従事日数が350日ですので、150日要件を満たしています。地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>13番 小林推進委員どうぞ。</p>
小林推進委員	<p>13番 小林です。</p> <p>去る4月24日に現地調査を行いました。現地は遊休化しておりましたが、譲受人が取得後に解消する意向を示しており問題はないと思います。</p> <p>本件について、譲渡人から農業委員会へあっせんの依頼があり、担い手へのあっせんが成立したものです。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の7番について、討論・採決を行います。討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，多数であります。</p> <p>よって，議案第1号の7番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取の件，本件につきまして，申請番号4番は申請人が来ておりますので，先に審議・採決を行います。また，申請番号5番は，取下げにより欠番となりました。</p> <p>では，申請番号4番について，審議及び採決を行います。本件につきましては，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p><b>【2号4番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（2号4番）</p>
局長	<p>右上に参考案内図1－4と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，やちよ農業交流センターの北西約240mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，5年間の賃貸借権の新規設定であり，農業への新規参入です。賃貸借料は，1筆 8，670円です。貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地はありません。常時従事要件は，従事日数は200日ですので，150日要件を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>申請人は新規就農者ということですので，自らの営農計画の説明を願います。また，委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配布していますのでご参照ください。</p>
申請人	<p>申請土地選定理由についてですが，自宅に近い圃場であるためと圃場の日照が良い点。また，近隣に道の駅やちよがあり直売しやすい環境であることです。年間作付計画ですが，年間を通じてブルーベリーを基本として作付けいたします。その他11月から5月頃までサヤエンドウやソラマメ</p>

	<p>などの豆類，それから夏野菜のトウモロコシや枝豆も考えております。</p> <p>年間収支計画は2反を想定しております。肥料費等を含めて生産経費80万5千円，生産収益はブルーベリー，トウモロコシ，サヤエンドウなどを含めまして90万円を想定しております。新規就農ということで採算面はブレがあると思いますが，品質や生産性を上げていきたいです。生産物の処理方法は道の駅やちよやJAの直売所を考えております。農機具，作業場，倉庫等の確保についてですが，圃場周辺のハウス型倉庫及び金属製物置を置いて対応したいと思っております。通作距離は4km程で，車で約10分です。主に軽トラックを使用する予定です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて，質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>3番 鈴木美登委員どうぞ。</p>
鈴木美登委員	<p>3番 鈴木です。</p> <p>2点質問があります。今回，賃貸借権を設定される面積が452㎡とのことですが，今後どの程度まで規模を拡大する予定ですか。</p>
申請人	<p>拡大を考えております。現在書店業を兼業しておりまして，2反まで拡大を想定しております。</p>
鈴木美登委員	<p>もう1点質問ですが，ブルーベリー栽培は収穫に人手を要するものかと思いますが，作業に従事する方は何名を想定されておりますか。</p>
申請人	<p>この程度の規模であれば，私と妻の2人でできると考えております。今60株ほど所有しておりますが，規模拡大で100株くらいなら大丈夫かと思われま。現在の書店業でアルバイトを使ったことがありますので，人手がもし足らなければアルバイトの利用も考えております。</p>
鈴木美登委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>1番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>1番 立石です。</p> <p>生産項目について伺います。販路について直売や道の駅やちよということですが，競合品種なのでそれなりの品質を揃えないと難しいと思われま</p>

申請人	<p>すが、自信はありますか。</p> <p>努力するとしか言いようがないのですが、実は過去に香取市道の駅「水の郷さわら」で出荷した経験がありまして、二十日大根、サヤエンドウ、ソラマメ、ブルーベリーなど。野菜部会と果樹部会に入っておりまして、金額は大したことないのですが、出荷した経験があつて、この品質や価格なら売れるとかある程度は経験しております。ご許可頂いて、直売所でうまくやっていけると思います。</p>
立石猛委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>5番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>5番 間野です。</p> <p>営農計画書の5の農機具で金属製物置を設置するとのことでしたが、物置の設置前に農地転用が必要か農業委員会事務局に確認してください。</p>
申請人	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【2号4番 申請人退室】</p>
議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号の4番について、質疑が何点かありましたが、特に問題ない内容でしたので、原案のとおり意見なしとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

	<p>よって、議案第2号の4番については、原案のとおり意見なしと決定しました。</p>
議長	<p>次に、4番と欠番を除いた1番から8番の6件分について、一括して審議及び採決を行います。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（2号1番）</p>
局長	<p>参考案内図1-1をご覧ください。  場所は、平戸橋の北東約400mに位置しています。  借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は10年です。賃貸借料は、10aあたり米1.5俵です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。常時従事要件は、従事日数は200日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（2号2番）</p>
局長	<p>参考案内図1-2をご覧ください。  場所は、米本支所の北東約420mに位置しています。  借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は30年です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（2号3番）</p>
局長	<p>参考案内図1-3をご覧ください。  場所は、逆水橋の西約360mに位置しています。  借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は10年です。賃貸借料は、10aあたり米1俵です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。認可要件について、法人が農地の権利を取得するための要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、役員要件がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p>
次長	<p>議案朗読（2号6番）</p>

局長	<p>参考案内図1-6をご覧ください。</p> <p>場所は、秀明八千代中学校・高等学校の東約250mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は、10aあたり米1俵です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（2号7番）</p>
局長	<p>参考案内図1-7をご覧ください。</p> <p>場所は、八千代病院の南約370mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は、10aあたり10,000円です。貸人の申請理由は、それぞれその要望に沿いたいとするものです。認可要件について、一般法人が農地の権利を取得するための要件は、貸借契約に解除条件が付されていること、地域との適切な役割分担を行い、継続的・安定的に農業経営が行われること、役員の従事要件がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。全部効率利用要件は、遊休農地はありません。</p>
次長	<p>議案朗読（2号8番）</p>
局長	<p>参考案内図1-4をご覧ください。</p> <p>場所は、やちよ農業交流センターの北西約760mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は5年です。貸人の申請理由は、それぞれその要望に沿いたいとするものです。認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>4番 志田推進委員どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>4番 志田です。</p> <p>事務局に質問です。申請番号6番についてですが、地目は畑との記載になっていますが、対価は1反あたり1俵となっています。本当に米での支払いなのでしょうか。</p>

事務局	申請者に確認したところ米での対価ということでした。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。続いて採決を行います。 議案第2号の4番と欠番を除いた1番から8番の6件分について、原案のとおり意見なしとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の4番と欠番を除いた1番から8番の6件分については、原案のとおり意見なしと決定しました。
議長	議案第3号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件、事務局より概要の説明を願います。
局長	議案書は、9ページとなります。 本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日農林水産省経営局長通知）により、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっています。 令和8年度最適化活動の目標の設定につきましては、4月の総会にて、ご審議いただきましたので、今総会では、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご審議願います。具体的な内容については、担当から説明します。私からは以上です。
事務局	資料1の1ページをご覧ください。令和7年度の最適化活動の目標に対する実績の点検・評価となります。 I 「農業委員会の状況」について、こちらは令和7年4月1日現在の農

業委員会の現在の体制，農家・農地等の概要となります。

2ページをご覧ください。

## Ⅱ「最適化活動の実施状況」1 最適化活動の成果目標

かなり数字が多く見づらいため，令和7年度の目標に黄色，実績に青色付けをしております。まず，(1)農地集積の②目標ですが，これまでの集積面積331haに今年度は10haを増やす目標とし，累計面積で341haとしました。③実績としては，新規集積面積が42ha，累計集積面積が373haとなりました。

点検結果として，集積目標を達成することができたとなりました。

次に，(2)遊休農地の発生防止・解消 ①現状及び課題です。

1号遊休農地面積100.87haで，うち緑区分は22.81ha，黄区分は78.06haです。

②目標ですが，ア既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の面積を基準としていまして，本市はその当時，緑区分の判定をしておりませんので，緑区分の遊休農地面積，解消目標面積ともに0haです。3ページをご覧ください。b黄区分の遊休農地面積は，こちらも令和3年度を基準としていまして，75.66haです。

イ新規発生遊休農地の解消面積は，前年度に新規発生した緑区分の面積を目標面積としており，5haです。

③実績につきましては，令和7年度の緑区分の解消実績面積は4.06haでした。

イ新規発生遊休農地の解消

令和6年度に新規発生した緑区分のうち，解消実績面積は1.89haでした。

④その他，令和7年度の実績として，1号遊休農地の面積は105.76haで，内訳としましては，1号遊休農地の緑区分が16.71haと黄区分89.69haの合計となります。令和6年度と比較しますと，緑区分は6.74haの面積減少がみられ，黄区分では11.63haの面積増加が見られました。

その下，農業委員会の点検結果としましては，1号遊休農地緑区分は，6.74haの面積減少がみられた。黄区分については，昨年度の78.06haから11.63haの面積増加があったとしました。

続いて，(3)新規参入の促進です。

②目標では，新規参入者に貸し付ける目標の面積といたしましては，過去3年の権利移動面積の平均の1割で3.2haを目標としております。

4ページをご覧ください。③実績としまして，7経営体の新規参入があり，2.36haの貸し付けを行うことができました。農業委員会の点検

結果としましては、新規就農者に対し、条件の良い農地情報の提供を行ったが、目標面積には届かなかった。新規就農相談会の開催を通して、新規就農者を支援することができたとなりました。

次に、2最適化活動の活動目標(2)活動強化月間の設定②実績では、目標どおり、12月～2月にかけて、台帳調査の際に委員自ら市内農家を訪問し、農地に関する相談に対応しました。

5ページをご覧ください。

### (3) 新規参入相談会への参加

②実績では、目標どおり、10月に相談会を開催し、推進委員全員13人の参加を達成できました。内容としましては、2日間で13組の相談者に対し、幅広い分野の関係機関にも参加してもらい、専門的な支援に繋がったものと思います。

6ページをご覧ください。Ⅲ事務の実施状況です。こちらは、農地法第3条許可、農地転用許可事務、違反転用の実績となりますので、参考にしてください。

ここまでの、令和7年度の活動の実績になります。この活動実績を基に採点した評価について説明します。

採点について、資料2をご覧ください。表の上から1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進、2 最適化の活動目標の(2)活動強化月間、(3)新規参入相談会への参加の項目に対し、達成度に応じて点数が付き、右下の濃い青色、評価点の合計が7点となります。

次に、資料3をご覧ください。こちらは目標達成状況の点数となります。先ほどの7点は表2の達成状況に応じた青色の点数の合計で7点になり、表1で5点以上、10点未満の評語の目標に対して期待どおりの結果が得られたに該当し、資料1の5ページの中段やや下に青く色付けされた目標の達成状況の評語という部分に記載いたしました。

資料1の5ページにお戻りください。一番下のピンク、黄、緑、青で着色された下の表は、各推進委員の点検・評価となっており、推進委員の活動に対し、採点したものになります。採点の結果、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が黄色の部分で5人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が緑色の部分で3人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が青色の部分で5人となります。

資料4をご覧ください。推進委員の皆さんには、ご自身の令和7年度の活動をまとめたものをお配りしています。農業委員の皆さんには、一例として、推進委員長の将司委員の活動をまとめたものをお配りしています。

こちらは月毎の活動日数、活動時間、活動内容を表にしております。こ

	<p>の最適化活動への評価ですが、赤丸Aに自己評価を記しております。評価の基準は左下赤丸A1に活動日数の年間平均があり、こちらが目標の月6日を達成しているかで評価しております。令和7年4月から令和8年3月までの12カ月で按分しております。</p> <p>次に右側の青丸Bをご覧ください。こちらは成果目標の評価で、評価の基準は中段やや左のB1, B2, B3の青丸となります。ア農地集積, イ遊休農地, ウ新規参入の成果について、基準に沿って採点しております。農地集積については、市全体の達成状況を担当地区の面積ごとに按分して、計算しております。新規参入については、新規参入者の農地のあっせんに関わった面積を入れています。</p> <p>これらを合計した評価が一番下の黄丸Cとなり、評価は黄丸C1の評価点合計を基にしております。推進委員さん個人ごとの採点は、資料5の表を基準にしております。</p> <p>点検・評価については、資料1のみを農業委員会の実績として公表いたします。説明は以上となります。</p>
議長	<p>本件は、事前に総会運営委員会に諮られたため、審議内容について、鈴木美登委員から報告をお願いします。</p>
鈴木美登委員	<p>総会運営委員会 委員長の鈴木です。</p> <p>去る、4月27日、評価委員会終了後に令和8年度第1回総会運営委員会を開催しました。内容としましては、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、事務局で作成した原案をもとに審議しました。令和7年度は推進委員皆さんの活動により、期待どおりの結果が得られたことを確認し、原案の方向性で問題ないとの結論に至りました。報告は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>推進委員の皆さんも、質疑ありませんか。</p>
議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり公表することに異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>

議長	異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり公表することに決定しました。
議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1号1番から2番）
議長	報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 会長決裁事項の報告について、合意解約の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（2号1番）
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（3号1番から3番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（4号1番から5番）
議長	報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	<p>その他としまして、第46回八千代市農業士等協会通常総会が4月17日に開催され、私が出席しましたので報告します。</p> <p>八千代甲羅本店で開催されました。参加者は指導農業士や農業士及び来賓と事務局も含め総勢36名の参加でありました。議題につきましては令和7年度事業報告及び収支決算について、令和8年度事業計画案及び収支</p>

議長	<p>予算案について、規約の改正について、会員の退会について全て承認されましたので報告いたします。詳しい内容につきましては事務局に資料がありますので、ご覧になりたい方は事務局までお願いします。報告は以上となります。</p> <p>その他、報告のある方はいますか。</p> <p>【「報告なし」の声あり】</p>
議長	<p>報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>以上で令和8年第5回総会を閉会します。</p>